特集 Special Edition その3

森林・林業基本法及び水産基本法の制定について

森林・林業基本法

今後の森林・林業施策の基本理念と基本的な施策の方向を定めた森林・林業基本法が、第一五一回通常国会での審議を経て可決成立しましたので、本法律の制定背景及び概要等について説明します。

1「制定背景」

(1)森林に対する国民の要請の多様化

森林に対する国民の要請は、木材生産機能から、水源のかん養、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用等の多面にわたる機能の発揮へと多様化しており、これらの要請に応えるため、将来にわたって適正に森林の整備と保全を行うことが求められています。

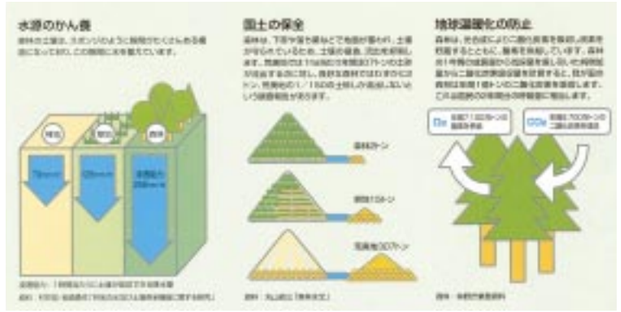

■森林の有する多面的な機能

(2)林業を取り巻く情勢の変化

一方で、木材価格の低迷などにより、林業の採算性は悪化し、林業収入も低下するなど、林業をめぐる情勢は著しく悪化しています。

(3)管理不十分な森林の増加

このため、森林所有者の林業への意欲や関心が近年急速に減退し、管理不十分な森林が増加するおそれがあるなど、国民のニーズに応えた森林の管理を図っていくことが一層困難になっています。

(4)国際的な動向

また、地球環境問題への取組が重要となる中で、森林を生態系としてとらえ、森林に対する多様な要請に永続的に対応すべきという「持続可能な森林経営」の推進に向けて、国際社会が一体となって取り組むことが求められています。

（地球全体では、毎年我が国の国土の約3割に相当する面積の森林が減少・劣化し、砂漠化の影響は全陸地の約4分の1もの広大な地域に及んでいます。）

このような状況から、国民の要請に応えて我が国の森林が将来にわたり適切に管理されるよう、木材生産を主体とした政策から森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策へと転換するため、森林・林業基本法が旧林業基本法を改正する形で制定されることとなりました。

2「法律概要」

第1　基本理念

(1)森林の有する多面的機能の発揮

①森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の様々な機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林を適正に整備・保全。

②森林の適正な整備・保全には、山村における継続的な林業生産活動が重要であるため、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮。

(2)林業の持続的かつ健全な発展

①林業が森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしているため、林業の担い手の確保、林業の生産性の向上を通じ、望ましい林業構造を確立することにより、林業を持続的かつ健全に発展。

②林産物の適切な供給及び利用を確保するため、国民の需要に即した林産物の供給、国民の理解に基づく林産物利用の促進。

“ふるさと”やんばるの森林（国頭村）

第2　森林・林業基本計画

①政府は、森林・林業施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定。

②計画記載事項

ア　施策の基本的な方針

イ　森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

ウ　政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等

③情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更

第3　森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

①森林の整備の推進

②森林の保全の確保

③技術の開発及び普及

④山村地域における定住の促進

⑤国民等の自発的な活動の促進

⑥都市と山村の交流等

⑦国際的な協調及び貢献

育成天然林施業後20年余経過した森林（イジュ）（名護市）

第4　林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

①望ましい林業構造の確立

②人材の育成及び確保

③林業労働に関する施策

④林業生産組織の活動の促進

⑤林業災害による損失の補てん

第5　林産物の供給及び利用の確保に関する施策

①木材産業等の健全な発展

②林産物の利用の促進

③林産物の輸入に関する措置

良質で豊かな水を育む水源かん養林（国頭村）

3「沖縄の森林・林業について」

今後、活力ある沖縄の森林・林業の振興を図るには、森林・林業基本法の基本理念を踏まえつつ、資源内容の脆弱性、島嶼性、市場の遠隔性等の条件の下で、亜熱帯性地域の特性を活かした林業生産のほか、計画的な造林などによる森林資源の質的な充実を図っていく必要があります。

また、このためには林業生産活動の活性化が不可欠であり、今後とも生産基盤の整備を進めつつ、消費者ニーズに対応した生産・流通体制の整備等を積極的に推進する必要があります。

水産基本法

新たな水産政策の基本理念と基本的な施策の方向を定めた水産基本法が、第一五一回通常国会での審議を経て可決成立しましたので、本法律の制定背景及び概要等について説明します。

1「制定背景」

(1)新たな国際海洋秩序の導入、定着

戦後の我が国漁業は、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を外延的に拡大することによって発展してきましたが、国連海洋法条約の下で、自国の二百海里水域の資源の持続的利用を基本に、漁業の発展を図っていくことが求められています。

(2)漁業生産の減少と自給率の低下

我が国の漁業生産は、遠洋漁業の国際規制の強まり、周辺水域の資源状況の悪化などから、漁場生産はピーク時の半減にまで減少し、我が国の水産物の自給率は、近年は六割以下に低下しています。

このため、中長期的には世界の水産物需給がひっ迫することも予想される中で、国内漁業生産を基本とした水産物の供給体制の構築が求められています。

(3)漁業者の減少と高齢化

漁業生産の担い手については、若い漁業者を中心に従事者が減少するとともに、高齢化が進行し、これに伴い、漁村の活力も低下しています。

このため、国民に対する水産物の安定供給を確かなものとするとともに、漁村の活性化を図るためにも、意欲ある担い手の確保、育成とその経営発展を可能とする条件整備が求められています。

このような状況から新たな海洋秩序の下で、二十一世紀を展望した新たな政策体系を確立することにより、国民は安全と安心を、水産関係者は自信と誇りを得て、生産者と消費者、そして都市と漁村の共生を実現するため、水産基本法が制定されることとなりました。

暫定一部供用された南大東漁港

2「法律概要」

第1　基本理念

(1)水産物の安定供給

①将来にわたり、良質な水産物を合理的な価格で安定的に供給。

②水産物の供給に当たっては、水産資源の持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理を行うとともに、水産動植物の増殖及び養殖を推進。

③国民に対する水産物の安定的な供給については、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、輸入を適切に組合せ。

(2)水産業の健全な発展

①水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有することにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化・多様化する国民の需要に即した漁業生産と水産物の加工・流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、漁業・水産加工業、水産流通業の連携の確保及び漁港、漁場その他の基盤の整備により、水産業の健全な発展。

②漁村が漁業者を含めた地域住民の場として、水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、生活環境の整備その他福祉の向上により、漁村の振興。

第2　水産基本計画

(1)基本計画の策定

政府は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画を策定する。

(2)基本計画の内容

①水産に関する施策についての基本方針

②水産物の自給率の目標（漁業生産及び水産物の消費の指針として、漁業者等が取り組むべき課題を明確化。食料・農業・農村基本法に掲げる食料自給率の目標との調和を保つ。）

③漁場の利用の合理化の促進

④人材の育成及び確保

⑤災害による損失の補てん等

⑥水産加工業及び水産流通業の健全な発展

⑦水産業の基盤の整備

⑧技術の開発及び普及

⑨女性の参画の促進

⑩高齢者の活動の促進

⑪漁村の総合的な振興

⑫都市と漁村の交流等

⑬多面的機能に関する施策の充実

(3)計画の見直し

水産をめぐる情勢の変化を勘案し、施策の効果に対する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本計画を変更。

第3　水産物の安定供給の確保に関する施策

①排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理

②水産資源に関する調査及び研究

③水産動植物の増殖及び養殖の推進

④水産動植物の生育環境の保全及び改善

⑤排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発

⑥水産物の輸出入に関する措置

⑦国際協力の推進

第4　水産業の健全な発展に関する施策

①効率的かつ安定的な漁業経営の育成

3「沖縄の水産業について」

今後、活力ある沖縄の水産業の振興を図るには、水産基本法の基本理念を踏まえつつ、①広大な周辺海域、黒潮流域に位置する地理的優位性及び熱帯性海域の特性を生かした沿岸域におけるパヤオを利用した曳縄漁業、ソデイカ漁業等、②沖合域のかつお・まぐろ漁業、③モズク、車エビ等海面養殖業を推進する必要があります。

また、このためには漁業生産性の向上のため、今後とも沿岸漁場の整備開発等生産基盤の整備を進めつつ、栽培漁業、資源管理の推進等の施策を実施する必要があります。

県漁連市場のセリ状況

モズクの収穫作業